

中小企業組合定款参考例の改訂について

令和 3年 7月30日
全国中小企業団体中央会

このたびの「中小企業組合定款参考例」の改訂は、主に次の3点について所要の整備を行う。

1. 「中小企業等協同組合法施行規則」並びに「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」の改正（令和3年5月14日施行）に伴う中小企業組合についてバーチャルオンリー型組合総会及び理事会を開催可能にするための規定の追加
2. 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定に伴う諸規定の見直し
 - (1) ハイブリッド型バーチャル組合総会／総代会における代理権又は緊急議案手続の制限に関する対応
 - (2) バーチャル総会実務の円滑な運営を行うための手続許容に関する対応
3. 事業の規定例の追加

なお、今般の制度改正は、従来の機関運営方式に「バーチャルオンリー型組合総会及び理事会」という新たな選択肢が追加されたものであるが、必ずしもすべての組合において導入しなければならないものではない。定款自治の下、自律的に活動する組合が、社会的な変化を踏まえて、各々の実情に応じた適切な規定を設けるための参考にしていただきたい。

主な改訂箇所は、下記のとおりである。

記

1. 「中小企業等協同組合法施行規則」並びに「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」の改正（令和3年5月14日施行）に伴う中小企業組合についてバーチャルオンリー型組合総会及び理事会を開催可能にするための規定の追加

多くの組合は、定款に総会又は理事会の「場所」に関する規定を置いているところ、バーチャルオンリー型組合総会又は理事会を開催するためには、当該定款を変更する必要がある。

まず、総会の招集手続を規定する第41条に第1項の注記に「場所」を定めない総会の規定を追加した。また併せて、総会の議事録を規定する第48条第2項に第2号の注記に「場所」を定めない総会の規定を追加した。さらに、理事会の議事録を規定する第53条第3項に第2号の注記に「場所」を定めない理事会の規定を追加した。

この定款への「場所」を定めない機関運営規定の制定により、バーチャルオンリー型組合総会又は理事会の開催が可能となり、組合員等の参画機会の増大、組合における対話・議論の活性化、さらには、中小企業への「デジタル化」推進への寄与についても期待される。

なお、従前からテレビ会議方式のみでの理事会を開催することができるとされていたが、今般の改正省令の施行により、これまで可能とされてきたテレビ会議方式のみでの理事会は議長の存する場所等を開催場所としていたことから「ハイブリッド型」と整理されるものである。

「場所」を定めないバーチャルオンリー型組合総会／総代会の導入

バーチャルオンリー型組合総会／総代会を開催した場合の議事録記載事項の変更

バーチャルオンリー型組合理事会を開催した場合の議事録記載事項の変更

2. 「バーチャル組合総会 / 理事会開催に関する実務指針」の策定に伴う諸規定の見直し

「バーチャル組合総会 / 理事会開催に関する実務指針」(令和3年5月14日公表、同月21日改正)で示された(1)ハイブリッド型バーチャル組合総会 / 総代会における代理権又は緊急議案手続の制限、(2)バーチャル総会実務の円滑な運営を行うための手続許容(選任制における一般議決方法と同様の扱い許容、協業組合における選任制の導入)、に関する対応内容について定款規定の改訂を行う。

3. 事業の規定例の追加

事業について、「外国人技能実習生共同受入事業」「特定技能外国人支援事業」及び「特定地域づくり事業」を行う場合の規定例を注記に追加する。

(その他参考)

賛助会員規定について、組合員の資格と同様に、反社会的勢力に関する規定を追加する。

(参考)

「中小企業組合定款参考例」について

平成12年6月
全国中小企業団体中央会

1. 「事業協同組合等模範定款例」(中小企業庁)の廃止

中小企業庁は、平成12年5月30日、中小企業庁経営支援部長名の通達として定めていた「事業協同組合等模範定款例」を廃止し、その旨を各通商産業局長(沖縄開発庁沖縄総合事務局長)及び都道府県知事に通知しました(「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に関する関係通達の一部改正等について」(平成12年5月30日付け平成12・04・07企庁第1号))。

これは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)に基づき、「中小企業等協同組合法」(以下「中協法」という。)及び「中小企業団体の組織に関する法律」(以下「中団法」という。)における都道府県に対する機関委任事務が廃止されたこと等に伴ってとられた措置です。

模範定款例は、中小企業庁が定款の記載事項に関する指導上の参考として定めていたものですが、中協法等の規定は、絶対的必要記載事項及び別に定めた場合には相対的必要記載事項が記載されていれば定款として有効なものとなり得るものとしており、また、中協法等に政令あるいは省令により模範定款例を定める旨の規定はなく、今後、都道府県の自治事務について、国がモデルを示すことはしないとの基本的な考え方にに基づき廃止することとされたものです。

2. 「中小企業組合定款参考例」(全国中央会)の策定

全国中央会では、平成12年4月11日、「中小企業組合定款参考例」を策定・公表しました。これは、中小企業組合が、定款の作成・変更の際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして、お示したものです。

定款作成に当たっての基本的留意事項

組合の定款は、組合の組織活動の基本となるものですから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもって行って下さい。定款の管理に当たっては、次のような事項に留意することが大切です。

1. 定款は、組合の組織と運営に関する基本規則ですから、組織・運営の大綱を規定するにとどめ、細目は別に作成する規約・規程に譲ることが適切です。
2. 定款の作成に当たっては、この定款参考例や他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、組合の実情に即したものにする必要があります。
3. 定款の内容は、常に組合の実情に即したものでなければなりませんので、経済情勢の変動その他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更する必要があります。
4. 組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続きの明確化等を図って下さい。
5. 規約・規程についても、組合の実情に即するよう、積極的に設定・改廃して下さい。
6. 規約は、「組合の組織、事業運営等に関し、組合と組合間を規律する自治規範」であり、その設定・改廃は総会の権限に属します。
7. 規程は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の権限に属します。
8. 定款及び規約は、必ず組合の各事務所に備え置いて下さい。